

令和元年度第2回相模原市福祉有償運送運営協議会会議録

次のとおり協議会を開催した。

開催日時	令和元年10月2日(水)午前10時00分～午前11時30分		
開催場所	ウェルネスさがみはら 7階 視聴覚室		
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 (会長)大谷一雄、(副会長)増田國男、滝澤登、春山すみ子、中村方子、宮崎文枝、佐藤健司、町田紘一、大畠雄作、井上恭児、小泉伸介</li> <li style="padding-left: 2em;">委員14名中11名出席(うち代理出席0名)</li> <li>・オブザーバー 6名</li> <li>・傍聴人 0名</li> <li>・事務局 相模原市職員 4名</li> </ul>		
次回開催予定日	令和2年1月15日(水)開催予定		
問い合わせ先	相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービス課 電話：042-769-8355 FAX：042-759-4395 e-mail：shougai-service@city.sagamihara.kanagawa.jp		
会議録	発言記録・要約	要約した理由	長時間の会議で発言記録の作成が困難なため
内容	( は委員、 はオブザーバー、 は事務局の発言 )  議題等 (1) 自家用有償旅客運送更新登録申請について ア. 申請団体：一般社団法人 相模原市手をつなぐ育成会 (協議結果) 自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。 (質疑応答) 利用予約について、通常、前月20日までに事前予約だが、緊急時も状況によっては可能としている。どの程度、緊急時の利用があるのか。 そうした利用はほとんどない。年間で数件程度である。 津久井地域の利用者はいるか。 ○今のところいない。周知の仕方がかもしれないが、希望があれば、受け入れは可能。 利用目的は、施設への通所等が多いのか。 ○そのとおり。 利用料金の資料に、複数の利用者が乗車した場合の記述があるが、乗合いか。		

○乗合いである。

利用料金一覧に、参考として、関東運輸局長公示の相模・鎌倉地区の自動認可運賃・料金表が掲載されているが、改定されているので、ご承知いただきたい。

迎車回送料は、距離に関係なく一律の料金か。

○そのとおり。

利用料金に変更点はあるか。

○ありません。

#### イ．申請団体：特定非営利活動法人 クライム

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

前回と変更点はあるか。

車両の台数が、平成30年では4台だったが、現在は2台になった。

駐車場料金は実費負担とのことだが、駐車場で待機することはあるか。

○障害者施設の駐車場で待機することが多く、有料駐車場で待機することはない。

#### ウ．申請団体：社会福祉法人 幸会

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

主な運送目的は、通院や透析とのことだが、買い物等の余暇にも利用できるよう検討しているか。

介護の事業が主体であり、スタッフも手一杯の状況のため、今のところ考えていない。

事業所を起点として、半径10キロまでを運送範囲に変更することとのことだが、今まで10キロを超える送迎はなかったのか。

○10キロ以内の病院等へ行っているため、特に問題はない。

利用料金一覧の資料に、半径10キロまでを運送範囲とすることについて、明記した方がよいのではないか。

○その様にさせていただく。

入会金が、「1,000円(又はなし)」となっているが、例えば、生活保護世帯等のため、入会金がなしといった場合があるのか。

○記載誤りで一律1,000円としており、入会金なしの場合はないので、年会費も同様だが、(又はなし)は削除する。

(2) 旅客から收受する対価の変更について

ア．神奈川高齢者生活協同組合

(協議結果)

神奈川高齢者生活協働熊井の旅客から收受する対価の変更について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

経営的に厳しく、1km100円から120円に変更するとのことだが、それだけで何とかなるのか。

○迎車回送料を距離毎の料金から、一律の料金に変更しており、変更前の5kmまで450円の区分の方が多かったが、変更後はそうした方が550円になるため、運送の対価とセットで改善できると考えている。

ドライバー居住地からの送迎距離によって、迎車回送料が変わるので、不公平感もあるので、利用者には良い変更だと思う。

介助料に、「400円/回」と、「/回」と付いた様だが、往復で2回の扱いか。また、これまでも同様か。

○往復で2回の扱いであり、今までも同様の扱いとしていた。料金を分かりやすくするため、「/回」と付けさせていただいたものであり、実態として変更はない。

車いす移動車等の使用料にも、「500円/回」と付いているが、これも往復で2回の扱いか。

○そのとおり。

その他

本日の資料で、修正等を要すものについては、事務局で対応させていただく。

消費税増税に伴う問い合わせが、事務局に寄せられているが、場合によっては、国の通達に沿って、書面協議とさせていただくことがあるかもしれない。

○国通達では、単純な消費税の転嫁による場合は、書面協議とすることができる、としており、単純な消費税の転嫁か否かがポイントである。その上で、実際に書面協議とするかは市の判断となる。

次回協議会は、令和2年1月15日に開催を予定している。

委員の任期が、令和2年3月31日までであるが、地区民生委員児童委員の一斉改選が12月に予定されている。出来れば、引き続き委員をお願いしたいが、その他の委員も含め、年度途中で委員の変更がある時は、随時、事務局にご連絡いただきたい。

以 上